

無登録で暗号資産交換業を行う者の名称等について

(Names, etc. of Persons who Conduct Virtual Currency Exchanges Business without Registration)

○ご覧いただく場合の留意事項

- ・掲載されている無登録業者は、警告書の発出を行った時点で資金決済に関する法律第63条の2の規定に違反し、無登録で暗号資産交換業を行っていることが確認できた者です。そのため、掲載されていない者であっても、無登録交換業に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。
- ・掲載されている無登録業者について、必ずしも、現在の無登録営業の状況を示すものではありません。また、その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。
- ・暗号資産交換業者は金融庁・財務局への登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者か確認してください。
- ・令和2年5月の資金決済法改正により、「仮想通貨」から「暗号資産」に法令上の呼称が変更されました。そのため、2年5月以前に警告書を発出した業者に係る記載内容は、「仮想通貨」の呼称を用いています。

商号、名称又は氏名等 (Trade Name or Name, etc.)	所在地又は住所 (Location of Office or Address)	暗号資産交換業の内容等 (Content, etc. of Virtual Currency Exchanges Business)	備考 (Notes)	掲載時期 (Publication time)
Izakaya Limited 代表者 不明	Room 1701, 17/F, Wai Fung Plaza, 664 Nathan Road, Mongkok, Kowloon, Hong Kong	インターネットを通じて、日本居住者を相手方として、暗号資産交換業を行っていたもの	インターネット上で暗号資産取引を行っている「IZAKA-YA」を運営している。	令和8年9月
KuCoin 代表者 Johnny Lyu	セーシェル共和国	インターネットを通じて、日本居住者を相手方として、暗号資産交換業を行っていたもの	インターネット上で暗号資産取引を行っている「KuCoin」等を運営している。	令和6年11月
bitcastle LLC 代表者 関根 義光	Euro House, Richmond Hill Road, Kingstown, St. Vincent and the Grenadines	インターネットを通じて、日本居住者を相手方として、暗号資産交換業を行っていたもの	インターネット上で暗号資産取引を行っている「bitcastle」等を運営している。	令和6年11月
Bybit Fintech Limited 代表者 Ben Zhou	ドバイ	インターネットを通じて、日本居住者を相手方として、暗号資産交換業を行っていたもの	インターネット上で暗号資産取引を行っている「Bybit」等を運営している。	令和6年11月
MEXC Global 代表者 John Chen Ju	シンガポール共和国	インターネットを通じて、日本居住者を相手方として、暗号資産交換業を行っていたもの	インターネット上で暗号資産取引を行っている「MEXC」等を運営している。	令和6年11月

無登録で暗号資産交換業を行う者の名称等について

(Names, etc. of Persons who Conduct Virtual Currency Exchanges Business without Registration)

○ご覧いただく場合の留意事項

- ・掲載されている無登録業者は、警告書の発出を行った時点で資金決済に関する法律第63条の2の規定に違反し、無登録で暗号資産交換業を行っていることが確認できた者です。そのため、掲載されていない者であっても、無登録交換業に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。
- ・掲載されている無登録業者について、必ずしも、現在の無登録営業の状況を示すものではありません。また、その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。
- ・暗号資産交換業者は金融庁・財務局への登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者か確認してください。
- ・令和2年5月の資金決済法改正により、「仮想通貨」から「暗号資産」に法令上の呼称が変更されました。そのため、2年5月以前に警告書を発出した業者に係る記載内容は、「仮想通貨」の呼称を用いています。

商号、名称又は氏名等 (Trade Name or Name, etc.)	所在地又は住所 (Location of Office or Address)	暗号資産交換業の内容等 (Content, etc. of Virtual Currency Exchanges Business)	備考 (Notes)	掲載時期 (Publication time)
Bitget Limited 代表者 Gracy Chen	シンガポール共和国	インターネットを通じて、日本居住者を相手方として、暗号資産交換業を行っていたもの	インターネット上で暗号資産取引を行っている「Bitget」等を運営している。	令和6年11月
LBANK Exchange 代表者 不明	不明	インターネットを通じて、日本居住者を相手方として、暗号資産交換業を行っていたもの	インターネット上で暗号資産取引（BTC・ETH・WFCA等）を行っている「LBANK」を運営している。	令和6年6月
Bitget Limited 代表者 不明	シンガポール共和国	インターネットを通じて、日本居住者を相手方として、暗号資産交換業を行っていたもの	インターネット上で暗号資産取引を行っている「Bitget」等を運営している。	令和5年3月
MEXC Global 代表者 不明	シンガポール共和国	インターネットを通じて、日本居住者を相手方として、暗号資産交換業を行っていたもの	インターネット上で暗号資産取引を行っている「MEXC」等を運営している。	令和5年3月

無登録で暗号資産交換業を行う者の名称等について

(Names, etc. of Persons who Conduct Virtual Currency Exchanges Business without Registration)

○ご覧いただく場合の留意事項

- ・掲載されている無登録業者は、警告書の発出を行った時点で資金決済に関する法律第63条の2の規定に違反し、無登録で暗号資産交換業を行っていることが確認できた者です。そのため、掲載されていない者であっても、無登録交換業に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。
- ・掲載されている無登録業者について、必ずしも、現在の無登録営業の状況を示すものではありません。また、その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。
- ・暗号資産交換業者は金融庁・財務局への登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者か確認してください。
- ・令和2年5月の資金決済法改正により、「仮想通貨」から「暗号資産」に法令上の呼称が変更されました。そのため、2年5月以前に警告書を発出した業者に係る記載内容は、「仮想通貨」の呼称を用いています。

商号、名称又は氏名等 (Trade Name or Name, etc.)	所在地又は住所 (Location of Office or Address)	暗号資産交換業の内容等 (Content, etc. of Virtual Currency Exchanges Business)	備考 (Notes)	掲載時期 (Publication time)
Bybit Fintech Limited 代表者 Ben Zhou	Macdonald House 40A Orchard Road, Singapore	インターネットを通じて、日本居住者を相手方として、暗号資産交換業を行っていたもの	インターネット上で暗号資産取引を行っている「Bybit」等を運営している。	令和5年3月
Bitforex Limited 代表者 Jason Luo	セーシェル共和国	インターネットを通じて、日本居住者を相手方として、暗号資産交換業を行っていたもの	インターネット上で暗号資産取引を行っている「BitForex」等を運営している。	令和5年3月
VANLANCLE 代表者 不明	不明	インターネットを通じて、日本居住者を相手方として、暗号資産交換業を行っていたもの	インターネット上で暗号資産取引を行っている「VANLANCLE」等を運営している。	令和4年2月
Binance Holdings Limited 代表者 Changpeng Zhao	不明	インターネットを通じて、日本居住者を相手方として、暗号資産交換業を行っていたもの	インターネット上で暗号資産取引を行っている「Binance」等を運営している。	令和3年6月

無登録で暗号資産交換業を行う者の名称等について

(Names, etc. of Persons who Conduct Virtual Currency Exchanges Business without Registration)

○ご覧いただく場合の留意事項

- ・掲載されている無登録業者は、警告書の発出を行った時点で資金決済に関する法律第63条の2の規定に違反し、無登録で暗号資産交換業を行っていることが確認できた者です。そのため、掲載されていない者であっても、無登録交換業に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。
- ・掲載されている無登録業者について、必ずしも、現在の無登録営業の状況を示すものではありません。また、その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。
- ・暗号資産交換業者は金融庁・財務局への登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者か確認してください。
- ・令和2年5月の資金決済法改正により、「仮想通貨」から「暗号資産」に法令上の呼称が変更されました。そのため、2年5月以前に警告書を発出した業者に係る記載内容は、「仮想通貨」の呼称を用いています。

商号、名称又は氏名等 (Trade Name or Name, etc.)	所在地又は住所 (Location of Office or Address)	暗号資産交換業の内容等 (Content, etc. of Virtual Currency Exchanges Business)	備考 (Notes)	掲載時期 (Publication time)
Bybit Fintech Limited 代表者 Ben Zhou	Macdonald House 40A Orchard Road, Singapore	インターネットを通じて、日本居住者を相手方として、暗号資産交換業を行っていたもの	インターネット上で暗号資産取引を行っている「Bybit」を運営している。	令和3年5月
Bitforex Limited 代表者 Xinyao Luo	セーシェル共和国	インターネットを通じて、日本居住者を相手方として、暗号資産交換業を行っていたもの	インターネット上で暗号資産取引を行っている「BitForex」を運営している。 また、所在地について「香港」「シンガポール」とする資料も確認されている。	令和2年6月
AMANPURI Co.,Ltd 代表者 CHENGSHI WANG	6547 N Academy Blvd#2266 Colorado Springs CO 80918 United States	インターネットを通じて、日本居住者を相手方として、暗号資産交換業を行っていたもの	インターネット上で暗号資産取引を行っている「AMANPURI」を運営している。 また、所在地について「マルタ共和国」とする資料も確認されている。	令和2年6月
CBASE FINTECH LAB LLC 代表者 NAMIG ALASGAROV	AZ1005, AZERBAIJAN, BAKU CITY, SABAIL PROVINCE, ZARIFA ALIYEVA 22/13	インターネットを通じて、日本居住者を相手方として、仮想通貨交換業を行っていたもの	インターネット上で仮想通貨取引を行っている「CROSS exchange」を運営している。	令和2年1月

無登録で暗号資産交換業を行う者の名称等について

(Names, etc. of Persons who Conduct Virtual Currency Exchanges Business without Registration)

○ご覧いただく場合の留意事項

- ・掲載されている無登録業者は、警告書の発出を行った時点で資金決済に関する法律第63条の2の規定に違反し、無登録で暗号資産交換業を行っていることが確認できた者です。そのため、掲載されていない者であっても、無登録交換業に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。
- ・掲載されている無登録業者について、必ずしも、現在の無登録営業の状況を示すものではありません。また、その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。
- ・暗号資産交換業者は金融庁・財務局への登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者か確認してください。
- ・令和2年5月の資金決済法改正により、「仮想通貨」から「暗号資産」に法令上の呼称が変更されました。そのため、2年5月以前に警告書を発出した業者に係る記載内容は、「仮想通貨」の呼称を用いています。

商号、名称又は氏名等 (Trade Name or Name, etc.)	所在地又は住所 (Location of Office or Address)	暗号資産交換業の内容等 (Content, etc. of Virtual Currency Exchanges Business)	備考 (Notes)	掲載時期 (Publication time)
BtcNext Company Limited 代表者 不明	Suite 305, Griffith Corporate Centre, Mailing Address: P.O. Box 1510, Beaumont Kingstown St.Vincent and the Grenadines	インターネットを通じて、日本居住者を相手方として、仮想通貨交換業を行っていたもの		令和元年12月
Cielo EX Limited 代表者 不明	Suite23, 1st Floor, EdenPlaza, EdenIsland, Mahe, Republic of SeyChelles (セーシェル共和国)	インターネットを通じて、日本居住者を相手方として、以下の仮想通貨の売買の媒介等の仮想通貨交換業を行っていたもの ・ASOBI COIN (アソビコイン、ABX) ・Bitcoin (ビットコイン、BTC) 等		令和元年6月
SB101 代表者 不明	ジブラルタル	インターネットを通じて、日本居住者を相手方として、Atomic Coin (アトミックコイン) の売買の媒介等の仮想通貨交換業を行っていたもの		平成31年2月

無登録で暗号資産交換業を行う者の名称等について

(Names, etc. of Persons who Conduct Virtual Currency Exchanges Business without Registration)

○ご覧いただく場合の留意事項

- ・掲載されている無登録業者は、警告書の発出を行った時点で資金決済に関する法律第63条の2の規定に違反し、無登録で暗号資産交換業を行っていることが確認できた者です。そのため、掲載されていない者であっても、無登録交換業に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。
- ・掲載されている無登録業者について、必ずしも、現在の無登録営業の状況を示すものではありません。また、その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。
- ・暗号資産交換業者は金融庁・財務局への登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者か確認してください。
- ・令和2年5月の資金決済法改正により、「仮想通貨」から「暗号資産」に法令上の呼称が変更されました。そのため、2年5月以前に警告書を発出した業者に係る記載内容は、「仮想通貨」の呼称を用いています。

商号、名称又は氏名等 (Trade Name or Name, etc.)	所在地又は住所 (Location of Office or Address)	暗号資産交換業の内容等 (Content, etc. of Virtual Currency Exchanges Business)	備考 (Notes)	掲載時期 (Publication time)
Binance 代表者 Changpeng Zhao	香港	インターネットを通じて、日本居住者を相手方として、仮想通貨交換業を行っていたもの		平成30年3月
Blockchain Laboratory Limited 代表者 Jay Liu	13A The Macau Square, Macau, Macau	インターネットを通じて、日本居住者を相手方として仮想通貨の売買の媒介を行っていたもの	登記簿上の業者名等は「BLOCKCHAIN LABO TECHNOLOGY DEVELOPMENT LIMITED」、「所在地又は住所」は「Av.Do Infante D. Henrique,n° s 47-53, The Macau Square, 13 th Floor, Room A, em Macau」との情報あり。 仮想通貨に関するセミナーを各地で開催。 なお、当該業者は、金融商品取引法における登録を受けずに、インターネットを通じて、ファンドの募集若しくは私募又はその取扱いを行っていたとして、関東財務局より警告を受けている。	平成30年2月